

吉 監 第 4 6 号
平成29年12月21日

吉 田 町 長 田村 典彦 様
吉田町議会議長 藤田 和寿 様

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、この結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査等の概要

1 監査等の実施期間

平成29年11月14日から平成29年12月19日まで

2 監査の対象

福祉課

防災課

3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年9月30日までに執行された事務事業とした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、に主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料及び提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに、所管課長・局長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

第2 監査の結果等

各課（局）についての監査結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満四捨五入とした。したがって合計額と一致しない場合がある。

- 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。
- 歳入における収入率の算式は、収入額/調定額である。
- 歳出における執行率の算式は、支払額/予算現額である。

1 福祉課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

社会福祉部門、高齢者福祉部門、介護保険部門の3部門で構成されており、所管施設として健康福祉センター、老人福祉センター、神戸西会館がある。

イ 職員人数等は、次のとおりである。

管理職(参事兼課長1人、課長補佐1人)2人、一般職員11人、再任用職員1人、臨時職員2人、指導員(嘱託員)1人の合計17人である。

なお、課長は、健康福祉センター所長、老人福祉センター館長兼任である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 一般会計(歳入・手数料他)

a 負担金・民生費負担金・社会福祉費負担金

収入額は12千円で収入率は76.9%である。

全額、老人施設入所者負担金である。

b 使用料・民生使用料・社会福祉使用料

収入額は3,045千円で収入率は100.0%である。

内訳は神戸西会館使用料3千円、健康福祉センター使用料3,000千円、公有財産使用料42千円である。

c 雑入・民生費雑入

収入額は895千円で収入率は99.3%である。

内訳は心身扶養共済保険料727千円、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム使用料28千円、訪問入浴サービス利用料121千円、コピー印刷代15千円、ワンコインサービス事業利用料4千円である。

(イ) 一般会計(歳出・現年)

a 民生費・社会福祉費

支払額は345,742千円で執行率は33.3%である。

(a) 社会福祉総務費

支払額は32,631千円で執行率は63.9%である。

・ 福祉総務費

支払額は 229 千円で執行率は 7.4%である。

- ・ 民生・児童委員活動費

支払額は 3,163 千円で執行率は 49.3%である。

- ・ 戦没者追悼事業費

支払額は 1 千円で執行率は 0.1%である。

- ・ 社会福祉協議会補助金

支払額は 28,778 千円で執行率は 80.5%である。

- ・ 福祉介護手当支給事業費

支払額は 460 千円で執行率は 17.0%である。

(b) 老人福祉費

支払額は 40,115 千円で執行率は 45.2%である。

- ・ 老人福祉対策費

支払額は 1,164 千円で執行率は 56.4%である。

- ・ 敬老事業費

支払額は 2,803 千円で執行率は 74.4%である。

- ・ 社会福祉施設管理事業費

支払額は 27,319 千円で執行率は 44.6%である。

主なものは指定管理委託料 15,242 千円(健康福祉センター12,799 千円、老人福祉センター460 千円、北区いきいきセンター1,885 千円、他 2 件 97 千円)、健康福祉センター総合設備委託料 5,994 千円、相寿園管理組合負担金 6,041 千円である。

- ・ 老人保護措置費

支払額は 2,572 千円で執行率は 40.4%である。

主なものは扶助費で相寿園、九重荘(各 1 名)2,548 千円である。

- ・ 高齢者社会参加推進事業費

支払額は 5,896 千円で執行率は 57.4%である。

主なものは町老人クラブ活動補助金(さわやかクラブ等) 2,095 千円、シルバー人材センター運営費補助金 3,671 千円である。

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費

支払額は 91 千円で執行率は 2.8%である。

- ・ 高齢者見守り体制整備事業費

支払額は 1 千円で執行率は 0.1%である。

- ・ ひとり暮らし高齢者等対策事業費

支払額は 269 千円で執行率は 27.4%である。

(c) 心身障害者福祉費

支払額は 241,295 千円で執行率は 40.5%である。

・ 心身障害者福祉費

支払額は 708 千円で執行率は 44.4%である。

・ 心身障害者更生援護費

支払額は 22,394 千円で執行率は 45.6%である。

主なものは重度障害者（児）医療費審査手数料 865 千円、重度障害者医療費助成 20,973 千円である。

・ 心身障害者施設等負担金

支払額は 6,968 千円で執行率は 38.6%である。全額、駿遠学園管理組合分担金である。

・ 心身障害者自立支援事業費

支払額は 199,004 千円で執行率は 40.3%である。

主なものは補装具支給事業費 554 千円、自立支援認定審査事務運営負担金 1,556 千円、更生医療給付費 11,486 千円、デイサービス等給付費 57,422 千円、居宅介護給付費 9,395 千円、短期入所介護給付費 3,067 千円、自立訓練、就労移行支援給付費 5,471 千円、生活介護給付費 40,701 千円、就労継続支援給付費 36,225 千円、施設入所給付費 9,685 千円、サービス利用計画作成費（障害者）3,614 千円、精神障害者医療費 1,636 千円、共同生活援助給付費 12,174 千円、療養介護給付費 2,558 千円、サービス利用計画作成費（障害児）1,724 千円、療養介護医療費 670 千円、育成医療給付費 517 千円である。

・ 障害者自立支援施設管理事業費

支払額は 341 千円で執行率は 9.1%である。

・ 地域生活支援事業費

支払額は 11,880 千円で執行率は 40.2%である。

主なものは訪問入浴サービス委託料 1,271 千円、相談支援事業委託料 6,000 千円、移動支援事業委託料 1,565 千円、日常生活用具給付費 2,708 千円である。

(d) 人権・地域改善費

支払額は 1,701 千円で執行率は 33.5%である。

・ 人権・地域改善費

支払額は 100 千円で執行率は 25.7%である。

・ 神戸西会館運営費

支払額は 1,601 千円で執行率は 34.2%である。

- (e) 介護保険費
支払額は 30,000 千円で執行率は 10.1%である。
 - ・ 介護保険事業会計繰出金
支払額は 30,000 千円で執行率は 10.1%である。
全額、介護給付費繰出金（事業費の 12.5%）である。
- (㉞) 一般会計(歳出・繰越明許)
 - a 民生費・社会福祉費
支払額は 13,629 千円で執行率は 51.9%である。
 - (a) 社会福祉費総務費
支払額は 13,629 千円で執行率は 51.9%である。
 - ・ 臨時福祉給付金給付事業費(国補正分)
支払額は 13,629 千円で執行率は 51.9%である。
主なものは臨時福祉給付金 12,540 千円、臨時職員賃金 686 千円、通信運搬費他 347 千円である。
 - (㉟) 介護保険事業特別会計（歳入）
収入額は 947,753 千円で収入率は 80.2%である。
 - a 保険料・介護保険料
収入額は 219,355 千円で収入率は 48.5%である。
 - (a) 特別徴収保険料
収入額は 211,673 千円で収入率は 50.2%である。
全額、現年度分である。
 - (b) 普通徴収保険料
収入額は 7,682 千円で収入率は 25.0%である。
内訳は現年度分 7,175 千円で収入率は 29.7%、過年度分 50 千円で収入率は 7.7%である。
 - b 使用料及び手数料・手数料
 - (a) 手数料・督促手数料
収入額は 7 千円、収入率は 100.0%である。
 - c 国庫支出金
収入額は 202,812 千円で収入率は 100.0%である。
 - (a) 国庫負担金・介護給付費国庫負担金
収入額は 166,998 千円で収入率は 100.0%である。
全額、現年度分である。
 - (b) 国庫補助金・財政調整交付金
収入額は 35,814 千円で収入率は 100.0%である。
全額、現年度分である。
 - d 支払基金交付金・支払基金交付金

- 収入額は 200,782 千円で収入率は 99.8%である。
- (a) 介護給付費交付金
収入額は 198,628 千円で収入率は 100.0%である。
全額、現年度分である。
- (b) 地域支援事業交付金
収入額は 2,154 千円で収入率は 86.5%である。
全額、現年度分である。
- e 県支出金・県負担金・介護給付費県負担金
収入額は 108,785 千円で収入率は 100.0%である。
- f 財産収入・財産運用収入・利子及び配当金・準備基金利子
収入額は 5 千円で収入率は 100.0%である。
- g 繰入金・一般会計繰入金・介護給付費繰入金
収入額は 30,000 千円で収入率は 100.0%である。
- h 繰越金・前年度繰越金
収入額は 180,867 千円で収入率は 100.0%である。
- i 諸収入
収入額は 5,140 円で収入率 98.0%である。
- (a) 雑入
収入額は 5,064 千円で収入率は 98.0%である。
・ 返納金は 4,532 円で収入率 100.0%である。
・ 雑入は 532 円で収入率 83.8%である。
- (b) 預金利子
収入額は 1 千円で収入率は 98.0%である。
- (c) 延滞金
収入額は 75 千円で収入率は 100.0%である。
- (オ) 介護保険事業特別会計（歳出）
支払額は 733,123 千円で執行率は 32.7%である。
- a 総務費
支払額は 27,582 千円で執行率は 68.5%である。
- (a) 総務管理費・一般管理費
支払額は 2,074 千円で執行率は 37.8%である。
主なものは介護保険制度運営事業費 1,150 千円、一般諸経費 773 千円である。
- (b) 徴収費・賦課徴収費
支払額は 547 千円で執行率は 41.2%である。
- (c) 介護認定審査会費・榛原病院介護認定審査事務運営負担金
支払額は 24,935 千円で執行率は 75.0%である。

(d) 趣旨普及費

支払額は 26 千円で執行率は 94.5%である。

b 保険給付費

支払額は 665,327 千円で執行率は 35.0%である。

(a) 介護給付費

支払額は 629,968 千円で執行率は 34.7%で全額、介護サービス等諸費である。

主なものは居宅介護サービス給付費 253,584 千円、地域密着型介護サービス給付費 65,829 千円、施設介護サービス給付費 240,315 千円、居宅介護福祉用具購入費 985 千円、居宅介護住宅改修費 2,527 千円、居宅介護サービス計画給付費 31,788 千円、居宅支援サービス給付費 28,036 千円、地域密着型居介護予防サービス費 1,524 千円、居宅支援住宅改修費 964 千円、居宅支援サービス計画給付費 3,998 千円である。

(b) 高額介護サービス等諸費

支払額は 10,861 千円で執行率は 44.3%である。

主なものは高額介護サービス給付費 9,783 千円、高額医療合算介護サービス給付費 1,051 千円である。

(c) その他諸費・審査支払手数料

支払額は 493 千円で執行率は 32.8%である。

(d) 特定入所者介護サービス等費

支払額は 24,005 千円で執行率は 43.2%である。

c 地域支援事業費

支払額は 32,051 千円で執行率は 27.2%である。

(a) 介護予防・生活支援サービス事業費

支払額は 4,629 千円で執行率は 9.7%である。

・ 介護予防・生活支援サービス事業費

支払額は 3,866 千円で執行率は 8.7%である。

・ 介護予防ケアマネジメント事業費

支払額は 764 千円執行率は 25.5%である。

(b) 包括的支援・任意事業費

支払額は 21,988 千円で執行率は 44.1%である。

・ 包括的支援事業費

支払額は 20,591 千円で執行率は 46.0%である。

主なものは包括支援センター運営事業委託料 17,863 千円、生活支援体制整備事業委託料 2,000 千円である。

・ 任意事業費

支払額は1,398千円で執行率は27.4%である。

主なものは介護相談員派遣事業報償金429千円、配食サービス事業委託料346千円、家族介護支援事業委託料254千円である。

(c) 一般介護予防事業費

支払額は5,419千円で執行率は26.6%である。

主なものは運動器の機能向上事業委託料3,276千円、認知症予防事業委託料1,530円、生涯現役人材バンク事業委託料329千円である。

d 諸支出金

支払額は8,164千円で執行率は12.9%である。

(a) 償還金及び還付金

支払額は8,164千円で執行率は15.0%である。

主なものは介護給付費交付金返還金8,117千円である。

エ 時間外勤務については月平均1人当たり23.94時間であった。(庁内月平均1人当たり18.89時間)

オ 所管施設の利用状況について(平成29年9月30日現在)

(ア) 健康福祉センター及び老人福祉センター

a 開館日数 177日

b 使用日数 170日

c 使用延人数 18,721人

(a) 健康福祉センター計11,188人

内訳:ミーティングルーム2,276人、プレイルーム964人、生きがい工房1,667人、ボランティアビューロー1,532人、研修室4,749人

(b) 老人福祉センター計7,533人

内訳:和室(3室)981人、大広間2,769人、浴室479人、リラックスルーム3,304人

(イ) 神戸西会館

a 開館日数 153日

b 使用日数 91日

c 使用延人数 1,338人

カ 吉田町新築資金等貸付金について

所管課長に報告書の提出を求め、債権者の実態調査、処理方針等について確認をした。

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る

事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

2 防災課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

防災部門、地域安全部門の2部門で組織されている。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長兼防災監)1人、一般職員6人、短時間再任用職員1人の合計8人である。

ウ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)

(ア) 歳入(使用料他)

a 諸収入・雑入・消防費雑入

収入額は7千円で執行率は100%である。全額消防団員福祉共済返戻金である。

(イ) 一般会計(歳出)

a 総務費・総務管理費

支払額は8,966千円で執行率は41.3%である。

(a) 防犯対策費・防犯対策推進費

支払額は4,521千円で執行率は44.1%である。

主なものは防犯灯機器借上料2,459千円、榛南防犯協会負担金1,432千円、防犯カメラ借上料153千円である。

(b) 交通安全対策費

支払額は4,445千円で執行率は38.7%である。

・ 交通安全推進費

支払額は4,312千円で執行率は72.6%である。

主なものは県交通安全指導員設置費負担金3,650千円、カーブミラー修繕費237千円である。

・ 交通指導員活動費

支払額は133千円で執行率は2.4%である。

b 消防費

支払額は152,739千円で執行率は35.9%である。

(a) 常備消防費

支払額は131,209千円で執行率は49.4%である。

・ 吉田町牧之原市広域施設組合負担金(消防費)

支払額は4,486千円で執行率は50.4%である。

・ 消防救急広域事業費

支払額は126,723千円で執行率は49.3%である。

主なものは消防事務委託料 126,720 千円である。

(b) 非常備消防費

支払額は 13,181 千円で執行率は 37.6%である。

・ 消防団運営費

支払額は 8,194 千円で執行率は 42.6%である。

主なものは被服費 448 千円、自動車修繕料他の需用費 560 千円、本部運営費交付金 1,600 千円、分団運営費交付金 4,356 千円、県消防協会榛原支部負担金他 974 千円である。

・ 消防団員福利厚生費

支払額は 4,986 千円で執行率は 31.6%である。

主なものは消防団員退職報償金負担金 4,533 千円、消防団員福祉共済掛金負担金 441 千円である。

(c) 消防施設費・消防施設整備事業費

支払額は 592 千円で執行率は 13.4%である。

全額、消火栓ホース格納庫修繕料他である。

(d) 災害対策費

支払額は 7,757 千円で執行率は 6.4%である。

・ 地震対策費

支払額は 1,223 千円で執行率は 5.3%である。

・ 防災意識向上事業費

支払額は 4,528 千円で執行率は 39.0%である。

主なものは防災公園（北オアシスパーク）指定管理委託料（前期分）4,400 千円である。

・ 情報伝達充実・強化事業費

支払額は 2,005 千円で執行率は 2.3%である。

主なものは通信回線使用料 595 千円、電波塔使用料 968 千円である。

エ 時間外勤務については月平均 1 人当たり 26.09 時間であった。(庁内月平均 1 人当たり 18.89 時間)

オ 北オアシスパークの施設視察を行った。

カ 吉田町次世代防災行政無線(同報系)整備工事について

(ア) 親局 1 局 役場 3 階無線室及び 6 階無線機械室

(イ) 遠隔制御局 1 局 役場 1 階宿直室

(ウ) 屋外拡声子局 36 局 町内全域(更新 32 局、新設 4 局)

(エ) 撤去局 42 局

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る

事業の理についてもおおむね合理的に行われている。